

指定介護老人福祉施設重要事項説明書

社会福祉法人恵愛会 特別養護老人ホーム筑波園（従来型）

1. 施設経営法人について

- (1) 法人名 社会福祉法人 恵愛会
- (2) 法人所在地 茨城県つくば市北条 1180
- (3) 電話番号 電話番号 029-867-1161 FAX 番号 029-867-1176
- (4) 代表者氏名 理事長 宮本 浩
- (5) 設立年月 昭和 46 年 1 月 29 日

2. ご利用施設について

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
茨城県介護保険事業所番号 0872000187
- (2) 施設の目的 ご利用者の家庭復帰を可能にすることを目指して、日々快適で安心の出来る環境と様々な介護サービスを提供し、ご利用者が心身の状況に応じ、可能な限り自立した日常生活が営めるよう支援する事を目的とします。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 筑波園（従来型）
- (4) 施設の所在地 茨城県つくば市北条 1180
- (5) 電話番号 電話番号 029-867-1161 FAX 番号 029-867-1176
- (6) 施設長（管理者） 施設長 宮本 浩
- (7) 施設の運営方針
 - ・ 本事業所において提供する介護福祉施設サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
 - ・ 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、入所者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に施設サービス計画を作成することにより、入所者が必要とする適切なサービスを提供する。
 - ・ 入所者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
 - ・ 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
 - ・ 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- (8) 開設年月 昭和 46 年 4 月 16 日
- (9) 入所定員 60 人
- (10) 非常災害対策
 - ・ 防災時の対応…防災マニュアルによる
 - ・ 防災設備…スプリンクラー・消火器設置
 - ・ 防災訓練…年 12 回実施
 - ・ 防火責任者…宮本 浩

3. 居室の概要について

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。（居室数はショートステイ分6床を含む）

居室・設備の種類	室 数	備 考
従来型個室（1人部屋）	10 室	ベッド・冷暖房・衣類等の収納設備等
2人部屋	2 室	
4人部屋	13 室	
合 計	25 室	
食 堂	2 室	テーブル・椅子・冷蔵庫等
浴 室	1 室	一般浴槽 機械浴
ト イ レ	8 箇所	居室内＝ポータブルトイレ
医 務 室	1 室	
スタッフルーム	2 室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。居室の利用にあたって、居住費のご負担をいただきます。

※居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況等により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者と協議のうえ決定するものとします。その他、感染症等で施設の判断で居室を変更する場合があります。

4. 職員の配置状況

	専任	兼務	計	業務内容
管理者		1 名	1 名	管理監督業務
医師		1 名	1 名	医療業務
生活相談員 兼 介護支援専門員		2 名	2 名	相談援助業務
介護支援専門員		1 名	1 名	ケアプラン業務
看護職員		9 名	9 名	看護業務
介護職員	26 名	4 名	30 名	介護業務
機能訓練指導員		2 名	2 名	リハビリ業務
管理栄養士		1 名	1 名	給食業務
事務職員		適当数	適当数	事務業務
調理職員		適当数	適当数	調理業務

※介護・看護の常勤換算数 27.0 名（R6.5.1 現在）

※夜間については夜勤者4名を配置しております。

〈職務内容〉

一 管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行します。

二 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事します。

三 生活相談員

ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者又はその家族からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

四 介護支援専門員

ご利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、ご利用者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行います。

五 介護職員

ご利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事します。

六 看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けてご利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事します。

七 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

八 嘱託医師

ご利用者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事します。

九 栄養士

ご利用者に提供する食事の管理、ご利用者の栄養指導に従事します。

十 調理員

ご利用者に提供する食事の調理業務に従事します。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担頂く場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事等の介護サービス

- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としていますが、食堂で食事を摂ることができないご利用者にあつては、居室に配膳し必要な食事補助を行います。また食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びにご利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供いたします。

(概ねの食事時間)

朝食 7 : 30 ~

昼食 12 : 00 ~

夕食 17 : 30 ~

② 入 浴

- ・入浴又は清拭を最低週 2 回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、トイレ誘導や入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 口腔ケア

- ・日々の口腔内の清潔や衛生管理に努めるため、口腔内の特徴やそれに伴う周辺の影響などを十分に理解したうえで、毎日、口腔ケアを行います。

⑥ 健康管理

- ・医師（嘱託医）や看護職員が、健康管理を行います。年間 1 回健康診断を行います。

※利用中の受診について

i、協力医療機関を希望される場合

入所中に利用者の体調不良等で、医療機関に受診が必要となった場合に、以下の協力病院は筑波園職員にて対応します。

※但し、入院が必要となった場合は、手続き等施設では代行できません。

（入院された場合は、医師からの病状の説明・手続き等ありますので出来るだけ早く病院へ行かれるようお願いいたします。また、入院中の洗濯や必要物品の運送等は施設ではできませんので予めご了承ください）

筑波園協力医療機関

こだま在宅クリニック	オサダ歯科（歯科）
筑波中央病院	
湖南病院（とき田クリニック）	
つくば双愛病院	

ii、上記の協力医療機関以外を希望される場合等

入所中、当施設が指定する上記医療機関以外での受診や定期受診等を希望される場合には、原則家族での対応となります。別紙「協力医療機関以外の利用についての申出書」の内容を確認いただき、必要事項にご記入の上、担当まで提出をお願いします。

⑦ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容を援助します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担となります。（料金表参照）

② 居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたりご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費（滞在費）の金額（1日あたり）のご負担となります。（料金表参照）

※外出・外泊・入院等で居室を空けておく場合には、速やかに居室内の荷物等を引き取りいただくことでその期間の料金は発生しません（外泊時加算は算定されます）。引き取りを行っていただけない場合には下記の料金が発生します。

※外泊や入院等で居室を空けた場合は、その居室をショートステイサービスで利用する場合があります。

項 目	個 室（従来型）		多 床 室 （2・4人部屋）	
	第1～3段階	第4段階	第1～3段階	第4段階
6日目以内	認定証の記載額	1,171 円	認定証の記載額	855 円
7日目以降	1,171 円	1,171 円	855 円	855 円

③ 貴重品の管理

・年金証書・預金通帳・権利証・契約書類・保険証類・実印・印鑑登録カード・銀行印などの保管のみを行うサービス。（料金表参照）

・お預かりしている預金通帳からの税金、医療費等の支払い業務代行サービス。（料金表参照）

	保管責任者	取扱責任者	保管方法
通帳	飯田 範之	石田 やい子	金 庫
印鑑	宮本 浩	増沢 陽子	書 庫

○手続きの概要は以下の通りです。

- ・契約書にて契約を締結してください。
- ・保管管理者は、出入金記録を作成し年3回、利用者に確認していただきます。

④ 複写物の交付

ご利用者様に係る記録等を複写し、交付するサービス（料金表参照）

⑤ 買い物代行サービス

地元の商店等での買い物をするサービス（ご家族にて対応が困難な場合）。（料金表参照）

⑥ 理容サービス

理容師の出張による理容サービス。（料金表参照）

⑦ 電気製品使用料金

個人的に使用する電気製品（テレビ・電気毛布等）を持ち込んで使用する場合（電気カミソリは除く）（料金表参照）

※オイルヒーター等持ち込みできないものがあります。施設職員にご確認ください。

⑧ 外出行事や特別なレクリエーション等

その企画の都度、ご利用者様もしくはご家族様の希望をお伺いして実施します。（料金表参照）

⑨ お好み食

通常提供させていただく食事以外に特別にご希望がある場合（お酒や特別な副菜等）（料金表参照）

⑩ 料金引き落としサービス

事業所へのお支払い方法で銀行等の引落を選択された場合の手数料。(料金表参照)

⑪ 契約書第21条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

ご利用者の要介護度 (料金は1日に付)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室利用の場合 (従来型)	9,815 円	10,588 円	11,382 円	12,145 円	12,908 円
2人・4人部屋利用 の場合	9,499 円	10,272 円	11,066 円	11,829 円	12,592 円

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し(月末締め)、ご利用期間分の合計金額をご請求致しますので、以下のいずれかの方法でお支払い頂きます。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア、【預金口座振替】 翌月27日に引き落としいたします。 (土・日曜日・祝日の場合は翌営業日になります) ご利用になれる金融機関 ●常陽銀行 ●筑波銀行 ●水戸信用金庫 ●結城信用金庫 ●茨城県信用組合 ●茨城県信用農業協同組合連合会及び同連合会の会員農業協同組合(農協)
イ、【振り込み】 請求書が送付されてから2週間程度の期間内に施設の指定する口座へ振り込みしてください(振込手数料はご利用者負担となります)

※原則、ア又はイによりお支払いして頂きます。それ以外のお支払い方法を希望される場合は施設にご相談ください。

6. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所して頂くことになります。(契約書第15条参照)

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ 要介護認定において、要介護1又は2と認定された者で、特例入所の要件に該当しないと認められる場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ⑤ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦ ご利用者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑧ 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご利用者からの退所の申出(中途解約・契約解除)(契約書第16条、第17条参照)

契約の有効期間であっても、ご利用者は当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までにお申し出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所して頂くことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が他の介護保険施設等に入所した場合もしくは介護医療院に入院した場合

(3) ご利用者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第20条参照）

当施設利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担頂きます。
1日あたり 246単位（外泊時費用）

② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されているショートステイの居室等をご利用頂く場合があります。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、契約解除後の支援、再入所についてのご相談もさせていただきます。

(4) 円滑な退所のための援助（契約書第19条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合にはご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人（契約書第22条参照）

ご利用者は、契約時にご利用者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元引受人を定めて頂きます。

- ・当施設は、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物等を引き取って頂きます。
- ・また、引渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担頂きます。

8. 連帯保証人（契約書第23条参照）

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額 80 万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

9. 個人情報の取り扱い

(1) 利用目的

当施設では、ご利用者から提供されたご利用者及びご家族に関する個人情報を、下記の目的以外に使用致しません。

- ① ご利用者に提供する介護サービス等
- ② 介護保険事務
- ③ ご利用者のために行う管理運営業務（入退所等の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上等）
- ④ 施設のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料の作成、施設等において行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等）

(2) 第三者への提供

当施設では、下記の利用目的のためにご利用者及びご家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ① 介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- ② 他の介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）及び連絡調整が必要な場合
- ③ ご利用者の受診等にあたり、外部の医師の意見・助言を求めるため会議記録やケアプラン等を提供する場合
- ④ ご家族への心身状態や生活状況の説明
- ⑤ 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- ⑥ 保険事務の委託（一部委託含む）
- ⑦ 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談又は届出等

- ⑧ 保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
 - ⑨ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
 - ⑩ 介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び介護保険審査支払機関からの照会への回答
- 別添 個人情報に関する基本方針、個人情報の利用目的もご確認ください。

(3) ご利用者に関するお問い合わせへの対応

当施設では、ご利用者に関する来園やお電話でのお問い合わせに対し、慎重に対応させて頂いており、ご利用者のプライバシーに関わる個人情報につきましては(2)の場合を除き外部に対し情報提供致しませんが、ご利用者が施設を利用されているかどうかについてのみ、お問い合わせに対して情報提供させて頂く場合があります。お問い合わせに対し回答して欲しくない方のご指定や、情報提供範囲についてのご希望がおりの場合は遠慮無くお申し出下さい。

10. 事故発生時の対応について(契約書第25条参照)

- (1) 当施設では、サービスの提供により事故が発生した場合は、すみやかに県、市町村、代理人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じさせていただきます。また、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録することと致します。
- (2) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものと致します。

11. 緊急時の対応について(契約書第26条参照)

当施設では、利用者の急変等、緊急時における嘱託医との連携方法、対応方法についてあらかじめ定め、適切な対応を講じさせていただきます。

12. サービス内容に関する相談・苦情などについて(契約書第27条参照)

- (1) 当事業所における苦情の受付、虐待の相談など

当施設における苦情や虐待などのご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

社会福祉法人 恵愛会 特別養護老人ホーム筑波園 受付担当者 生活相談課

Tel 029-867-1161(事務所) 受付時間 8:30~17:30

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

*日時についての詳細は各所へご確認ください

つくば市役所高齢福祉課 つくば市研究学園1丁目1番地1	電話番号 029-883-1111 受付時間 08:45~16:30(月)~(金)
茨城県国民健康保険団体連合会 水戸市笠原町978番地26(茨城県市町村会館内)	電話番号 029-301-1565 受付時間 09:00~16:30(月)~(金)

13. 身体拘束適正化及び虐待の防止について

当施設では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

身体的拘束適正化及び虐待防止に関する責任者	施設長 宮本 浩
-----------------------	----------

- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 身体拘束適正化及び虐待防止に関する委員会を設置し定期的を開催しております。また、新規採用時の研修、職員に対しての研修を定期的に行っております。

- ④ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

身体的拘束等の適正化のための指針	有
虐待の防止のための指針	有

1 4. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況	なし
------------	----

1 5. 施設の概要

併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。（事業規模／茨城県の事業所番号）

- 介護老人福祉施設 ユニット型（50 名／0872090006 号）
- 短期入所生活介護事業所 従来型（6 名／0872000336 号）
- 短期入所生活介護事業所 ユニット型（16 名／0872002605 号）
- 通所介護事業所（30 名／0872000377 号）
- 居宅介護支援事業所（0872000138 号）
- 包括支援センター（つくば市委託事業／08020000034 号）

1 6. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

施設利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

火器及び危険物

（2）面会

面会時間 10：00～19：00（原則として）

※来訪者は、必ずその都度受付で面会簿にご記入下さい。

※なお来訪される場合、犬、猫、小鳥等ペット類の持込みは禁止とさせていただきます。

※感染症の流行時期等、面会を制限させていただく場合があります。

（3）外出・外泊（契約書第 2 4 条参照）

外出、外泊をされる場合は、開始日の 2 日前までにお申し出下さい。

外出・外泊届をお渡ししますので、外出・外泊中のご様子をお書きください。

外泊については、最長で月 6 日間とさせていただきます。

※感染症流行時期の外出・外泊はお控えください。

（4）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日まで申し出があり、3 食すべて欠食の場合には、重要事項説明書 5 に定める「食費自己負担額」は免除されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復して頂くか又は相当の代価をお支払い頂きます。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設で指定した喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(7) 金銭、貴重品等

当施設では、紛失や破損について責任を負いかねます。ご契約者（身元引受人）の責任の範囲でお持ち込みください。

所持品や衣類等をお持ち込みされる場合は職員までお申し出ください。

【リスク説明書】

当法人では利用者が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因となり、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

- ☐介護保険法により、また法人の方針により、原則的に身体拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。
- ☐歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ☐高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ☐高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ☐高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血がしやすい状態にあります。
- ☐加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高く、肺炎を起こしたり、重篤な状態に陥る可能性もあります。
- ☐高齢者であることにより、また脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- ☐痰の量が多い方、頻回に痰の吸引が必要な方において、適宜職員が吸引をしておりますが、吸引を行っていても痰詰まりによる窒息の可能性はあります。
- ☐身体的状況によっては、服用されている薬の影響や副作用の影響を受ける可能性もあります。
- ☐全身状態が急に悪化した場合、看護師等の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

以上のことは、サービス利用時のみならずご自宅でも起こりうることでありますので、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

同 意 書

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、重要事項の説明を行い文書の交付を行いました。
なお、加算については加算条件を満たした場合の算定となること、ご利用中に加算の内容が変更となる
場合があることを説明しました。

社会福祉法人 恵愛会 特別養護老人ホーム筑波園

説明者職名

氏 名

印

私は、事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意し、交付文書
を受領しました。なお、加算については加算条件を満たした場合の算定となること、利用中に加算の内
容が変更となることに同意しました。

利用者 住 所

氏 名

印（ 直筆 ・ 代筆 ）

（代筆者氏名）

代理人 住 所

氏 名

印

利用者との関係